

輪島産材利活用推進事業補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第75号)

(趣旨)

第1条 この告示は、建物における地元産木材の利用促進を図るため、市の区域内において伐採された木材(以下「輪島産材」という。)を使用した住宅、店舗又は事務所(他の用途を併用するものを含む。以下「住宅等」という。)を新築し、若しくは増改築し、又は住宅等の新築を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅等)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅等は、輪島産材の使用量が10立方メートル以上の住宅等とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市の区域内において住宅等を新築し、若しくは増改築し、又は住宅等の新築を購入する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象者としなない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 輪島市マリンタウン街並み景観形成補助金交付要綱(平成22年輪島市告示第150号)による補助金の交付の決定を受けている者

(3) 他の者への売却を目的として、住宅等を新築し、若しくは増改築し、又は住宅等の新築を購入する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 輪島産材の使用量が10立方メートル以上20立方メートル未満の場合 30万円

(2) 輪島産材の使用量が20立方メートル以上の場合 60万円

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅等の供用を開始した日又は増改築工事の完了した日から起算して30日以内に輪島産材利活用推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の写し(住宅等の立地が都市計画区域外で建築確認申請が不要の場合は、工事完了引渡証明書の写し)

(2) 住宅等の外観の全体が把握できる写真及び輪島産材の使用箇所が確認できる写真

(3) 輪島産材の産地及び合法木材証明書

(4) 木材及び輪島産材の使用明細書

(5) 住宅等の位置図、配置図及び平面図

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金

の交付の可否及びその額を決定したときは、輪島産材利活用推進事業補助金交付
(不交付)決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものと
する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。